

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 海洋環境の保全の見地から有害である物質の改正を行うこと。

(別表第一関係)

第二 海洋環境の保全の見地から有害でない物質の改正を行うこと。

(別表第一の二関係)

第三 附則

一 この政令は、令和三年一月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 罰則に関する経過措置を定めること。

(附則第二項関係)